

●香川県告示第474号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成23年12月20日から平成24年1月3日まで坂出市漁業協同組合において縦覧に供する。

平成23年12月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

坂出市御供所町3丁目4番11号	蛭子 道雄
坂出市林田町3470番地の1	横内 清
坂出市駒止町1丁目5番31号	松岡 幸夫

2 加入区の名称

坂出加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

坂出市漁業協同組合